

中西部太平洋まぐろ類委員会

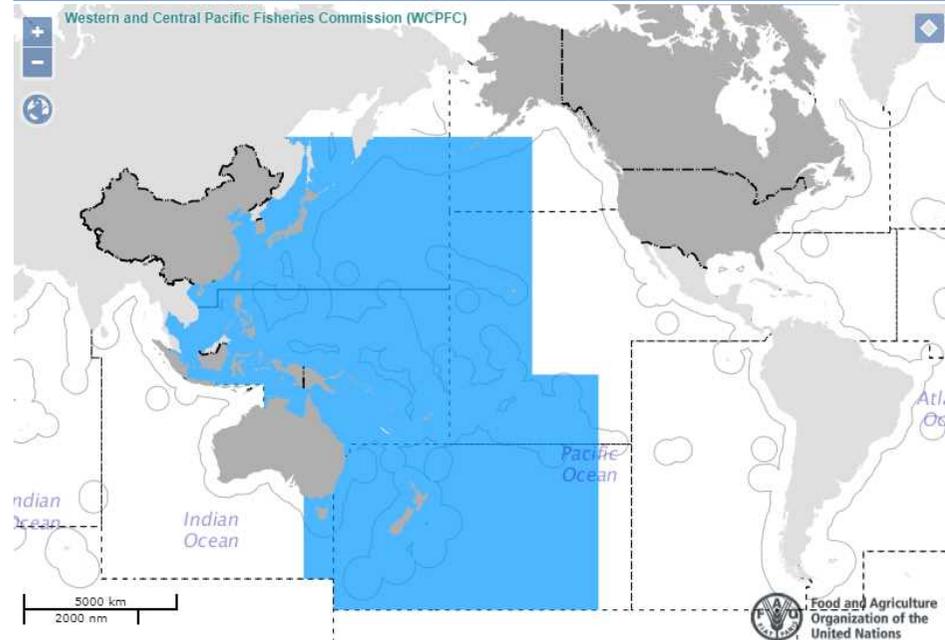
(Western and Central Pacific Fisheries Commission: WCPFC)

令和4年5月
経済局漁業室

概要

- **目的**
中西部太平洋における高度回遊性魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること。
 - **設立条約**
西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約 (Convention on the Conservation and Management of Highly Migratory Fish Stocks in the Western and Central Pacific Ocean)
 - **発効**
2004年6月19日 (我が国について効力発生: 2005年8月7日)
 - **機能**
 - ・ 総漁獲可能量・漁獲努力量の決定や当該資源の長期的持続性を確保するために必要な保存管理措置・勧告を採択すること。
 - ・ 委員会の構成国間の協力・調整を推進すること。
 - **締約国等(26)**
日本、豪州、カナダ、中国、クック諸島、フィジー、フランス、インドネシア、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、ナウル、ニュージーランド、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、フィリピン、サモア、ソロモン、韓国、トンガ、ツバル、米国、バヌアツ、台湾、EU
 - **事務局所在地** ポンペイ(ミクロネシア)
 - **対象魚種** まぐろ類(太平洋クロマグロ、メバチ、キハダ、カツオ)
 - **規制・保存措置**
 - ・ 漁獲努力量の削減・抑制及び禁漁期間の設定
 - ・ 漁船監視システム、オブザーバー制度、混獲対策
- ※太平洋クロマグロに関し、資源回復に向け、2015年以降、小型魚の漁獲上限を半減、2017年以降、大型魚(30kg以上)の漁獲上限を設定した。
- ※2021年の会合で、日本から、科学的知見に基づき太平洋クロマグロ資源が回復しつつあることを踏まえ、漁獲枠の増加を提案した結果、大型魚の漁獲枠を15%増加する措置が採択された。

協定適用水域



WCPFC条約水域における 主な魚種の我が国漁獲量(単位:トン)

	クロマグロ	メバチ	キハダ	カツオ
2012年	6,093	23,231	47,089	265,014
2013年	6,411	18,901	37,936	269,099
2014年	9,573	22,987	44,626	231,835
2015年	6,386	19,345	52,193	219,457
2016年	8,354	15,074	57,012	198,943
2017年	8,993	16,069	52,540	193,517
2018年	6,206	17,546	58,506	213,969
2019年	7,499	15,022	61,031	206,372
2020年	7,873	13,841	48,978	164,904

太平洋クロマグロの 漁獲量 (単位:トン)(2020年)

日本	7,873
メキシコ*	3,266
台湾	1,152
アメリカ*	884
韓国	605

*メキシコ及びアメリカは全米熱帯まぐろ類委員会(IATTC)の条約水域(太平洋の東側)で操業。

出典:WCPFC